# 平成22年第2回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

平成22年 5月24日 開会 マ成22年 5月24日 閉会

吉田町議会

# 平成22年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

# 第 1 号 (5月24日)

○町長あいさつ
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期の決定4
○議案第26号~議案第29号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第26号の質疑、討論、採決9
○議案第27号の質疑、討論、採決 1 2
○議案第28号の質疑、討論、採決
○議案第29号の質疑、討論、採決13
○発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決20
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決3 8
○町長あいさつ
○議長あいさつ
○閉会の宣告4 5

# 開会 午前 9時00分

○議長(増田宏胤君) 改めて、おはようございます。

本日ここに地方自治法第101条第3項の規定によりまして、平成22年第2回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出された諸議案につきましては、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_

# ◎町長あいさつ

○議長(増田宏胤君) 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) おはようございます。

きょうは久しぶりに傍聴席も満員で、本当、「わくわくどきどき、吉田町」と。片方では「ひやひやはらはら、吉田町」というのもあるでしょうけれども、議会というものは、この町の最高意思を決定するわけで、議会の皆さんの合同というものが、町民の代表として問われるという事態になるわけです。町民の民意を皆さんは代表されるわけでございますので、ぜひとも妥当な結論に達せられますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(増田宏胤君) ありがとうございました。

# ◎開会の宣告

〇議長(増田宏胤君) ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりま すので、平成21年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(増田宏胤君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、2番、枝村和秋君、3番、市 川陽三君を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長(増田宏胤君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

# ◎議案第26号~議案第29号の一括上程、説明

○議長(増田宏胤君) 続きまして、議案上程を行います。

第26号議案から第29号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

**○町長(田村典彦君)** 平成22年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について3件、条例等の一部改正について1件の合計4件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第26号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例)でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第45号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)が公布されこと等を受けまして、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げること、また、所得割額の算定の基礎となる総所得金額等及び減額措置の判定の基準となる総所得金額に特例措置を講ずることとした内容の法改正に合わせて文言整備や所要の改正をするものでございます。

第27号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、同じく地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、吉田町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ、地方税における税負担軽減措置の適用状況等の透明化を図るための措置の導入等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行う内容の法改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

第28号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)でございます。

本議案は、第27号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点は、地方税法が改正されたことに伴う条文整理でございます。

第29号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制 定についてでございます。

本議案は、平成20年度人事院勧告において、民間の労働時間は職員の勤務時間よりも1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で安定していることが明らかになっており、既に国家公務員の勤務時間は、平成21年4月1日から短縮されている中、地方公務員の勤務時間は国家公務員の勤務時間を基本とするよう助言、要請があることから、職員の勤務時間の短縮を行う内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

主な改正内容としましては、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定するものでございます。

以上が上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議よろしくお願いいたします。

○議長(増田宏胤君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細な説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

[総務課長兼防災監 中村久義君登壇]

○総務課長兼防災監(中村久義君) 第29号議案について御説明申し上げます。

第29号議案は、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制 定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の18ページ、19ページ及び参考資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。本議案は、平成20年度人事院勧告において、民間の労働時間は職員の勤務時間よりも1日15分程度、1週1時間15分程度短い水準で安定していることが明らかになっている中、民間との均衡を求められている国家公務員の勤務時間は、既に平成21年4月1日から1日7時間45分、1週38時間45分へと改定されていることや、これに伴う県内の自治体の動向を見きわめてきた結果、勤務時間の短縮に対応していない市町は、本町を含め5町となったこと。また、地方公務員の勤務時間は、国家公務員の勤務時間を基本とするよう助言、要請があることから、職員の勤務時間の短縮を行う必要が生じ、勤務時間条例、育児休業条例及び給与条例の所要の改正を行うものでございます。

今回の改正に伴い、3条例それぞれの改正の明確化や整合性を図るため、3条構成として

いるものでございます。

第1条では、吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を一部改正するものでございます。改正の内容でございますが、本条例の第2条第1項の1週間の勤務時間を「40時間」から「38時間45分」に改め、同条第3項の再任用短時間勤務時間職員の勤務時間を、「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第4項の任期付短時間勤務職員の「32時間」を「31時間」に改め、第3条第2項の週休日及び勤務時間の割り振りを、「8時間」を「7時間45分」に改める内容の改正を行うものでございます。

以上が本条例第1条で改正する吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の 改正の内容でございます。

次に、第2条では、吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を規定しております。 改正の内容といたしましては、条例第11条第1号及び第2号の勤務形態の「20時間、24時間 又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改め、第14条第 1項の項及び同表第13条第5項の項の「8時間」を「7時間45分」に改める内容の改正を行 うものでございます。

以上が本条例第2条で改正する吉田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の改正内容でございます。

次に、第3条では、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正を規定しております。

改正の内容といたしましては、条例第13条第2項及び第6項の時間外勤務手当の「8時間」を「7時間45分」に改める内容の改正を行うものでございます。

以上が本条例第3条で改正する吉田町職員の給与に関する条例の一部改正の改正内容でご ざいます。

また、本条例の施行期日につきましては、附則におきまして、平成22年7月1日から施行するものであります。

以上が第29号議案の吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定についての内容でございます。よろしく御審議のほうお願いします。

〇議長(増田宏胤君) 次に、税務課長、仲田京司君。

〔税務課長 仲田京司君登壇〕

○税務課長(仲田京司君) 税務課でございます。

税務課からは、第27号議案、第28号議案の2議案につきまして説明をいたします。

この2議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、吉田町税条例及び吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、個人町民税では、平成23年所得、平成24年度の 課税から適用されてまいります18歳以下の扶養控除の見直しに伴う改正。平成22年度課税か ら適用されます公的年金等所得に係る所得割額の徴収方法の改正。たばこ税では、平成22年 10月から適用されてまいります税率の引き上げなどでございます。

それでは、第27号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町税条例の一部を改正する条例)から説明をいたします。

提出議案の7ページと参考資料ナンバー2をあわせてごらんいただきたいと思います。 参考資料により説明をいたします。

1ページをごらんください。

第19条の改正は、地方税法の改正に伴いまして、関連する条項番号を整理する改正でございます。

2ページをごらんください。

第31条の改正は、第19条の改正と同じく、地方税法の改正に伴いまして、関連する条項番号、条文を整理する改正でございます。

第36条の3の2の改正は、所得税法、地方税法の改正による扶養控除の改正に伴いまして、個人町民税の所得割の非課税限度額割の制度等に活用するため、給与所得者の扶養家族に関する事項を把握する措置につきまして条文を新たに加える改正でございます。

4ページをごらんください。

第36条の3の3の改正は、所得税法、地方税法の改正による扶養控除の改正に伴いまして、個人町民税の所得割の非課税限度額制度等に活用するため、公的年金等受給者の扶養親族に関する事項を把握する措置につきまして条文を新たに加える改正でございます。

5ページをごらんください。

第44条の改正は、給与所得に係る個人町民税の特別徴収につきまして、65歳未満の方で公的年金等に係る所得割額がある場合について、給与所得からあわせて特別徴収できるとする改正でございます。

6ページをごらんください。

第45条の改正は、今回の条例改正に伴いまして、関連する条項番号を整理する改正でございます。

7ページをごらんください。

第48条の改正は、地方税法の改正に伴いまして、関連する条項番号を整理する改正でございます。

9ページをごらんください。

第50条の改正は、第48条の改正と同じく、地方税法の改正に伴いまして、関連する条項番号を整理する改正でございます。

10ページをごらんください。

第54条の改正は、地方開発事業団を廃止する地方自治法の改正に伴いまして、条文を整理 する改正でございます。

11ページをごらんください。

第95条の改正は、たばこ税の税率を引き上げる改正でございます。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の非課税措置のうち、一部を廃止することとしたため、現行の附則第15条を削除し、附則第15条の2を第15条とする改正でございます。

附則第16条の2の改正は、たばこ税の税率につきまして、廃止されました製造たばこ定価 法に規定されておりました3級品につきまして、税率を引き上げる改正でございます。

12ページをごらんください。

附則第19条の3の改正は、国税の法律改正に伴いまして、非課税口座内の少額上場株式に 係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、条文全文を廃止するものでございます。 13ページをごらんください。

附則第20条の4の改正は、関連法律の改正によりまして条文の整理をする改正でございます。

16ページをごらんください。

附則第20条の5の改正は、こちらも関連法律の改正によりまして、条文の整理をする改正 でございます。

附則では、第1条で地方税法の施行期日にあわせ、各条項別の施行期日を定めたほか、第2条で町民税、18ページにあります第3条で固定資産税、第4条で町たばこ税につきまして、それぞれの経過措置を講じるものでございます。

以上が吉田町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

続きまして、第28号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町都市計画税 条例の一部を改正する条例)につきまして御説明をいたします。

提出議案の17ページと参考資料ナンバー3をあわせてごらんいただきたいと思います。 参考資料により説明をいたします。

1ページをごらんください。

附則第12項の改正は、地方税法の改正に伴いまして、条例番号を整理する改正でございます。

附則では施行期日を平成22年4月1日からとし、経過措置として平成22年度から適用し、 平成21年度以前については、改正前の条例を適用することとしております。

以上2議案につきまして、よろしく御審議くださりますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(増田宏胤君) 次に、町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

町民課からは、第26号議案につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、 3月31日に専決処分をしましたので、御報告をさせていただき、御承認をいただくこととす るものでございます。

それでは、第26号議案 専決処分事項の承認を求めることについて(吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成22年3月31日に公布され、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成22年2月3日に公布されたことによりまして、4月1日から施行するために、地方自治法第189条第1項の規定によりまして、3月31日に専決処分をさせていただくものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の限度額の引き上げ、特例対象被保険者に対する軽減措置、 それから、被保険者の軽減措置の延長であります。

それでは、議案書の1ページから4ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表をごらんください。説明は新旧対照表でさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。

第2条、第23条関係では、基礎課税額の限度額を「47万円」から「50万円」に、後期高齢

者支援金等課税額の限度額を「12万円」から「13万円」に改めるものでございます。

2ページにおきましては、法令の改正に伴う文言の整理を行おうとするものであります。 この限度額の引き上げは、医療費の増大が今後も続くと予想される中で、加入者の長期の 上昇を見込むことは難しく、中間所得者層の負担に配慮しながら、低所得者層の軽減を図る ためのものでございます。

次に、2ページから3ページにかけては、特例対象被保険者、いわゆる非自発的失業者に 対する軽減措置の条文を書いたものでございます。

第23条の2として、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例を、第25条の2として、特例対象被保険者等に係る新項を加えたものでございます。これは、失業後1年の間は在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるようにするという方針を受けたものでございまして、失業時からその翌年度末までの間、失業者の前年給与所得を100分の32として国民健康保険税の算定をするものでございまして、対象は雇用保険における倒産、解雇等の事業主都合により離職した者及び雇用期間満了などにより離職した者を検討したものでございます。

次に、4ページから6ページをごらんください。

附則におきましては、第2項、第7項、第13項、第14項中の文言の整理を行うとともに、 第15項では、平成22年度以降の保険税の減免の特例として、後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被扶養者に移行した者に対し、2年間の軽減 措置を行っておりましたが、後期高齢者医療制度において、被用者保険の被扶養者の負担軽 減措置を制度の廃止まで継続するとしたものでございますので、国民健康保険におきまして も、軽減措置を継続するものとしたものでございます。

さらに、施行期日は平成22年4月1日及び平成22年6月1日とし、改正後の条例の規定を 平成22年と今の年度分の適用としたものであります。

以上が平成22年3月31日に専決処分を行いました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。 〇議長(増田宏胤君) 以上で上程議案の説明が終わりました。

### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(増田宏胤君) 日程第3、第26号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑を行います。

2番、枝村和秋君。

**〇2番(枝村和秋君)** 2番、枝村でございます。

この今回の税条例の改正につきましては、国保税の限度額の引き上げと、それから困った人、リストラなどで困った人に対する軽減措置ということで、その軽減措置については、5月号のこの広報にお知らせしてあります。それで、せっかくこういういい制度ができましたから、この1回だけの広報ではなく、恐らくこういう制度自体をまだ知らない方がたくさんいると思います。今後何回か広報へ載せていくとか、インターネットでお知らせしていくと

か、そのようなことを考えているかどうか、ちょっとお願いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 町民課長、大石修司君。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

広報ももちろんやらせてもらっていますし、それから今後インターネット、それから納付 書発行の際にもちょっと御案内をさせてもらおうかというように考えております。また国に おきましても、ハローワーク等で周知をさせてもらっているところでございます。 以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 2番、枝村和秋君。
- ○2番(枝村和秋君) 広報の徹底のほう、よろしくお願いします。

それから、当然離職とかリストラとかそういうことで、職安関係とのつながり、そこの離職票を持ってきなさいということで、手続には書いてありますから、その職安とかそういうところとの連携はどのようになっているかということが1件と、もう一つ、一応、当然軽減措置ですから、その分が国保税、要するにほかの人の一般納付者の被保険者の負担になるのか。あるいはこの分はすべて国の補助金が来るのかということで、財源の裏打ちというのが、それがわかったら教えてください。

- 〇議長(増田宏胤君) 町民課長、大石修司君。
- ○町民課長(大石修司君) 連携ということで今御質問がありましたが、今回ハローワークからは、情報提供等、特にございません。と申しますのも、個人情報ということで、本人の同意を得ませんと、なかなかできないということで、名簿の提出はできないということで、周知のほうをやるしかないということになっております。

それから、財源の問題ですが、これにつきましては、国のほうから、特別調整交付金がこれ一部参ります。ただし、これは全額というわけではございませんので、一つの基準額の中でいただくものと、それから、さらに6割、4割の軽減措置がございますので、そちらのほうでも対応したいと思っています。不足分については、6割、4割の軽減措置については、一部一般会計の繰り入れもございますし、それから残りについては税ということになろうかと思います。

以上です。

- 〇2番(枝村和秋君) 了解。
- 〇議長(増田宏胤君) 8番、八木宣和君。
- ○8番(八木宣和君) 8番、八木です。

今回のこの条例改正でございますけれども、法改正に伴いまして、年間の保険料のいわゆる上限額が59万円から69万円に改正をされております。これに伴いまして、お聞きしたいのは、現在59万円という上限額の被保険者数はどのぐらいでしょうかというのが1点と、それから、この上限額の4万円ふえることによって、町の国民保険税の税収というものがどのぐらい増額されるのかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 町民課長、大石修司君。
- ○町民課長(大石修司君) ただいまの御質問では、この医療分と後期支援分の限度額が47万円、12万円ですので、合わせて59万円という御質問かと思いますが、随時ということではございませんので、本査定時におきます数を申し上げますと、医療分が世帯数で4,151世帯であったもののうち、限度額を超過しているものは119世帯。それから、後期支援分につきま

しては、4,151世帯あるうちの477世帯が超過をしております。

それから、もう1点の4万円を超えることによって、どのくらいの影響額があるかという 御質問でございますが、これまだ本算定をしておりませんので、はっきりした数字を申し上 げることはできませんが、影響額については数百万単位になろうかと思います。

以上です。

- ○8番(八木宣和君) 了解しました。
- ○議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

先ほど同僚議員からも御質問があったわけでございますけれども、非自発的離職者に対します広報の周知といった面から御質問を申し上げます。

非自発的ということでございますけれども、リストラされた方というような認識で我々は 考えるわけでございまして、非常に弱者なわけであります。今まで高収入でありまして、社 会保険も払えていた年収があるわけで、それが退職することによって、過年度の年収に値す る金額が国保税のほうで徴収をとるということで、大変負担が、収入がないところで保険税 額を払わなきゃならないということで危惧されることの軽減措置と考えるわけでございます けれども、これあくまでも申告主義であると。個人情報の関係で、受付及びいろんな担当課 のところがいらっしゃった方がリストラされた方かどうかというのがわからないといったこ とで、非常に町民の皆様方はそれぞれの自分の立場というものを、やはり言わなきゃならな いというところで、なかなか窓口にいらしたとき、私はリストラされたので、保険税を云々 というものは、非常に言いづらいと思うんですよ。そういったところで、今の先ほどの同僚 議員からの御答弁にありましたけれども、広報、確かに5月号に載っておりました。インタ ーネットでも周知されることと思います。しかしながら、窓口におきまして、そのような町 民の皆様方にわかりやすいように周知を行うべきだと思います。離職票を持ってきたときに、 もうマニュアル的に、リストラされたんです。「非自発的離職ですか」といったような問い かけから、窓口にお見えになった方々に御負担をかけない形で救済するものが、今回の条例 の改正の意味に沿った住民に対するサービスだと考えますが、担当課窓口としまして、その ような周知を行うために、どのような研修とか指導を行っているか、御披露をお願いしたい なと考えるわけでございます。お願いします。

- 〇議長(増田宏胤君) 町民課長、大石修司君。
- ○町民課長(大石修司君) 先ほども申し上げましたが、全体の条文はちょっとうちのほうではつかめませんので、これはどこの市町村も同じなんですが、あくまで本人の申告ということになります。周知方については、いろいろ方策を練っておりますが、ただ、納税相談を兼ねまして、私どもの町民課から、税務課のほうにお見えになる方もございます。そういった方については、それなりの御説明もしますし、それから窓口についても、雇用保険の受給資格証がございますので、特にリストラとかという細かなお話をしていただかなくとも、それを提示してもらって、その内容を審査した上で、その対象になるか、ならないかというのはできますので、その辺は御本人からお申し出をいただけばと思います。

あと、うちのほうからも、一般的な形のPRはできますけれども、特定ということが、先ほど言いましたようにできませんので、なるべく御本人からそういった申し出をしていただくというように考えています。一応うちの課としては、担当する国保分については、その旨

の話をしてありますので、窓口等においでいただいてもわかるようにはなっております。 以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 今みたいな形で、考え方でやっていただくのはいいと思うんですが、なかなか申請者のほうから言うというのは非常に難しいと思いますので、御確認ですが、非自発的な離職ですかというような形で、どなたに対しましても失礼のないような形で問いかけをして、確認をしていくと。それと、あくまでも申請されないと、町としてはわからないよと。普通の、我々もそうですけれども、担当窓口というのは、もうベテランの方々でわかっていると。自分がこう申請すればわかるというような認識で受け取られがちですけれども、でも、あくまでも申請する方がそれを申請しなければ、町がそれを理解できないということを、そこのPRですか、それが非常に大切なものだと思いますので、くどいようですが、その辺のところが住民の方々にわかるような形で窓口対応のほうを検討を願いたいと思いますが、再度お願いいたします。
- 〇議長(増田宏胤君) 町民課長、大石修司君。
- **〇町民課長(大石修司君)** 議員おっしゃるように、わかるような形で進めさせてもらうつもりでいます。

また、企業のほうからも逆に、そういう方についての説明をされているように聞き及んでいますので、既に40件を超える方がもう申請に来ておりますので、周知についてはあらかたできていると思います。

以上です。

- 〇5番(藤田和寿君) 了解。
- ○議長(増田宏胤君) ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 日程第4、第27号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

# ◎議案第28号の質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 日程第5、第28号議案 専決処分事項の承認を求めることについて (吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

# ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(増田宏胤君) 日程第6、第29号議案 吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

13番、八木 栄君。

**〇13番(八木 栄君)** 13番、八木 栄です。

勤務時間が7時間45分ということになりましたが、この始業時間、それから昼休みの時間、 それから終業時間、この1日の日程といいますか、その辺を伺います。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 1日の時間でございますけれども、始業時間は8時15分、変わりございません。それから、休憩時間は12時から1時。それから、午後の部でございますけれども、1時から5時ということで、15分が短縮されるということでございます。以上です。
- 〇議長(増田宏胤君) 13番、八木 栄君。
- **〇13番(八木 栄君)** 13番、八木 栄です。

ただいま、この議案は、国のほうが、国家公務員のほうがそうなったもので、地方もということで、先ほどまだ7時間45分になっていない町が5町と伺いましたが、あくまでも国に準じなければいけないのか。それとも、町独自で勤務時間を決めることができるのか、お伺いします。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 今うちの町はそういうような予定でいますけれども、市町によっては、始業時間が8時30分から終わりが5時15分というような7時間45分のところもございます。これはあくまでも「ねばならない」じゃないですけれども、やっぱり人事院勧告に沿って要請されている。それから、民間の企業も、先ほど申し上げましたように、1日15分から週1時間45分ですか、15分ですか、短いということですので、人事院勧告も、民間のそういうような形に倣いなさいよということでございますので、うちの町村もそのような形にさせていただくということで御理解いただきたいと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 13番、八木 栄君。
- **〇13番(八木 栄君)** 13番、八木。

ただいま就業時間を伺いましたが、昼休みが1時間あるだけで、午前、午後の休憩時間がないということでありますが、4時間。8時15分から12時までなので、3時間45分ですか、働き詰め。それから午後も1時から5時まで働き詰めということで、できればこの間に休憩を挟んだほうが、職員の方の勤務的なものが大変じゃなくなるというですか、休憩を挟んだほうが、仕事がやりやすいかなと、そういうふうに考えますが、その休憩時間がないということは、町としての考えでないというふうになっているかと思いますけれども、その辺のことをお伺いします。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 19年の4月から、それまでは休息時間が午前、午後あったわけでございますけれども、そのようなものは廃止するということで、たしか19年の3月ですか。議会に提案させていただきまして、19年4月1日から、休憩時間、それまでは45分だったものを1時間にすると。それが12時から1時と。それから、勤務時間を15分延びて5時15分とした経緯がございます。ですので、休憩時間はあくまでも12時から1時ということにさせていただきたいと思います。

○議長(増田宏胤君) ほかに質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

今回の条例を一部改正する条例でございますけれども、人事院勧告があったというお話で ございますが、人事院勧告があってからきょうまで、この条例の改正を上程するに当たりま して、猶予、時間があるわけでございますが、その理由をお教え願いたいと思います。

また、民間においては、一定のこのような時間が短縮になったということの推移がなされているというような、人事院勧告のお話ではございますけれども、それが東京の新宿区ですとか、そういった大都市と我が町吉田町の規模、さまざまなものが違うわけでございまして、やはり町として、この吉田町の実態に合った民間企業の動向を調査した経過があるかという点を2点目にお伺いします。

3点目は、我が町も含めまして、県内に5町ですか。5カ所、条例の採択をされていないと。人事院勧告どおりになっていないというところがあるというお話でございますけれども、どこの町なのかということを、市町なのかをお教え願いたいと思います。お願いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 先ほど八木議員の質問にもお答えしましたけれども、19年4月1日から休息時間を廃止し、勤務時間を15分延ばして、5時15分として、19年4月からして間もなかったことから、これが20年の人事院勧告で示されたわけでございます。ですので、人事院勧告では21年4月からというような内容でございましたけれども、先ほども申しましたように、19年4月から時間を変更したばかりでございますので、よその市町の動向を見守って当町も施行するような形で来ましたので、今回の条例改正になったということでございます。

調査したかということでございますけれども、給与等にも言えることですけれども、うちのほうは人事院を持っていません。だから人事院勧告に沿ってやっていますので、その辺の 調査はしておりません。

それから、当町の、残っている市町5町でございますけれども、当然吉田町、それから函南町でございますね。函南町が今年度の6月1日からと予定されてございます。それから清水町と我が町が7月1日というような予定になってございます。あと川根本町、それから小山町についてはいつやるかというような――は未定というようなことでございます。これは、県の自治行政室の調べ、2月に調べた時点のものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 本年度3月の定例会でございますけれども、時間外手当が例年にない伸びがなされているわけでございまして、それに関しまして、議会の中でも御質問をしたわけでございます。そうしましたところ、今までの行政事務を考えたところ、時間外が例年になくふえるよといったような御説明があったんですが、今回の勤務時間を15分短くすることによって、行政事務というものは例年と変わらないわけで、それに伴いまして、その部分が時間外になるということを見据えて、そのときに時間外の手当の増額を試算されていたのかなと。そのときに、6月に、今後こういった勤務時間の人事院勧告に沿った時間の短縮の措置を予定しているから、時間外手当が増額になるという御説明があれば、筋といいますか、

流れとしては非常に納得するわけですが、そのときには、行政事務の動向を考えて、本年度、22年度の時間外がその程度ふえるといったような御説明があったわけで、そうしますと、この時間が短くすることによって、行政事務がその分、1週間、1時間何がし、事務を行う時間がなくなるわけでございまして、ますますまた補正を組まなきゃならないような行政としての予算、財政的な見地からいかがなものかなと考えるわけで、こういった途中の条例の改正でなく、やはり当初の時点で、その見込んだ形で、当初予算を含めた形で、時間の変更はすべきじゃないかと思いますが、その辺についての御答弁をお願いしたいと思います。

また、新聞等によりますと、世帯の年収が、昭和時代に総額が戻っていると。GNPも2位から、先進国、三十何カ国かあるうち二十何位になってしまっているという実態があるわけで、この時間を短縮する条例と、給与条例もあわせて、普通考えますと、今まで100時間働いて100万円 例えばの話ですけれども、10万円としましたら、90時間になったら給料も減るのが妥当ではないかなと私は考えるわけでありまして、これは年度途中のベースアップというふうな意味合いで考えられる形でもあると思いますので、やはり町民の皆様方から考えた場合、時間が民間企業並みに下がるのはいいですよ。そうしましたら、その15分少なくなった部分を、給与のほうも反映すべきではないかなと考えるわけでございます。よその市町はどうであれ、我が町においては、町民の生活レベル、そのもろもろを考えた上で、そのような実態に合ったものにするべく、この勤務時間に関する条例と給与条例をあわせて出すべきではないかと考えるわけですが、その辺についての御検討されたか、その2点について御答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 勤務時間外の件でございますけれども、当初予算には、 今回の15分短縮の分の分を見込んで組んでございません。議員さんおっしゃるように、15分 短縮するから時間外がふえるじゃないかということにつきましては、これはコスト高になっ てはいけないということでございますので、それと住民サービスを低下させないということ もありますので、そこら辺につきましては、各課長にさらに効率的に事務を進めるように指 示していきたいと思っております。

それから、給与の関係でございますけれども、給与条例に正規の時間に対する報酬というような形にもうたってございますので、7時間45分が正規の勤務時間となれば、今の給与体系でいきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田でございます。

鋭意努力して、少なくなった時間を賄うということでございますので、今後の職員の皆様方の努力を見守りたいと思いますが、やはりどの時点で案、平成19年4月に人事院勧告があったわけで、この年度途中でやるというのは、行政事務を考えた場合、非常に難しい部分があると思うものですから、何で3月の時点でそれを4月1日からやるような形でやらなかったのかなと、不思議な形がするわけでございます。やはりこれは、住民の皆様にとってのサービスが減るということがないような形での勤務の推進をお願いしたいと思います。

最後に1点御質問させていただきますが、この時間を削ることによって、何%のベースアップに値するのかと。数値だけ把握しているようでしたら、お願いしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 給料のその計算はしておりません。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) 先ほどの説明で、閉庁時間が5時15分から5時にということで、15分早まるわけですけれども、その15分間の間、当然データとっていると思うんですけれども、住民は5時15分だと思って来ると思うんですけれどもね。5時から5時15分の間の平常の来庁者はどの程度いらっしゃるのか。結局そこを、7月1日からということですから、周知するにも、若干時間はあると思うんですけれども、そこを周知しないと、5時ちょっと過ぎに来たら、もう閉まっていたということになりかねないものですから、その点、その15分間、今まではどの程度の利用者がおられたのかというのはつかんでおられますか。
- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 総務課にはほとんどございません。一番来客が多いのは 町民課だと思いますけれども、ここに町民課長がいますけれども、町民課長に伺ったところ、 こういうふだんのところはほとんどないと。ただ、3月、4月ですね。転勤とか進学とかと いうときには若干あるということでございます。うちのほうはその辺も含めて、日曜開庁や ってございますので、その辺も周知徹底していきたいなと思っております。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) あります、数字的に。
- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- **〇総務課長兼防災監(中村久義君)** 統計をとってございませんので、数字的にはちょっとわかりません。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- **〇1番(佐藤正司君)** 5時から5時15分の間にどの程度来るかというのはわかりませんか。
- 〇議長(増田宏胤君) 町民課長、大石修司君。
- 〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

今、総務課長から説明しましたように、統計をとっておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、日の長いといいますか、そういった時期については、若干、1週間に二、三人ということになろうかと思いますけれども、最近ですとございません。たまに集中的に見えるときもございませんが、特に仕事が終わった段階でお見えになる方もいらっしゃいます。ただ、恒常的ではございませんので、そこに年間何件という数字の把握はしておりません。

- 〇議長(増田宏胤君) ほかに質疑はありませんか。 2番、枝村和秋君。
- **〇2番(枝村和秋君)** 2番、枝村でございます。

私も、同僚議員が質問しましたが、残業代のほうへシフトをしていっちゃうと困るなという気持ちはあります。先ほどの答弁、その点は効率的な事務をやっていくという答弁がありましたもので、安心はしましたが、そこでちょっと細かいことの質問をいたしたいと思いますが、当然臨時職員はかなり百四、五十名、140名ぐらいですか、いるようなことを聞いているわけですが、この人たちも正規職員とあわせて、同じような時間帯になるとは思うんですが、臨時職員の賃金については、多分時給何円とかという形でやっていると思うんですが、

8時間なら普通に計算できるですが、45分の場合は、その辺はどうなるのかなということで、 わかりましたらお願いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 今までと変わりございません。
- 〇議長(増田宏胤君) 2番、枝村和秋君。
- ○2番(枝村和秋君) そうなりますと、時給が若干上がるという考えでいいということになると思います。それで、本当に今、残業のチェックというのは、管理職が、20時間以上超える場合は、総務課長と協議という形でやっていると思いますが、その辺の徹底をさらにお願いしたいと思います。この辺の一応考えを、決意というか、その辺のもよろしくお願いいたします。
- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) それこそ先ほども申し上げましたように、それこそ課長会議等で、先ほど言いましたように、時間外がふえたり、あるいは行政サービスが低下したりはしてはならないところでございますので、課長会議等で課長に周知徹底したいと思います。
- ○議長(増田宏胤君) わかりました。
- 〇2番(枝村和秋君) 了解。
- ○議長(増田宏胤君) ほかに質疑はありませんか。 8番、八木宣和君。
- ○8番(八木宣和君) 8番、八木です。

ただいまの同僚議員の質問の答弁に際して、答弁のちょっと確認をさせていただきたいんですが、臨時職員の皆さんは、これ時間給ですね。ただいまの総務課長の御答弁ですと、給料変わらないよという御答弁でしたけれども、時間給ですので、その労働時間が15分短縮することによって、例えば1日今までは8時間勤務しておって、時給掛ける8時間の給料をもらっていました。今度は7時間45分になるということは、あくまでも7時間45分分の時間給的な時間給というふうに考えられますけれども、そうしますと、実質的にはその分給料は下がるというふうに考えてよろしいんじゃないでしょうか。ちょっと確認をさせてもらいます。

〇議長(増田宏胤君) 静かにお願いします。

総務課長、中村久義君。

- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 先ほど説明、どうもすみません。1時間単位の830円でございますので、今、議員さんが言われたように、45分ですので、下がるような形になります。
- ○議長(増田宏胤君) よろしいですか。
- ○8番(八木宣和君) はい。
- ○議長(増田宏胤君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

5番、藤田和寿君。

**〇5番(藤田和寿君**) 5番、藤田和寿。

私は、本条例の改正に対しまして反対の立場から討論させていただきます。

今回の改正につきましては、平成19年4月に行われます人事院勧告に基づき上程されたわけでございますが、従来の答弁等考えた場合、やはり年度途中の条例改正は、公正な効率的な行政事務を考えた場合、予算措置、決算等を考えたときに、非常にふぐあいが生ずる可能性があると考えます。

よって私は、本条例の改正は、平成23年4月1日からというような形で、わかりやすく説明ができる形での上程が望ましいと考え、7月1日施行という今回の案には反対といたします。

○議長(増田宏胤君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(増田宏胤君) ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(増田宏胤君) これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(増田宏胤君) ありがとうございます。

私の一身上に関する事件であります。

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(増田宏胤君) 日程第7、発議案第3号 日程第8、発議案第4号につきましては、

除斥に当たり、公正な審議を求めるため申し上げます。

本件は11年が経過した内容でありますが、平成21年5月13日、臨時会の正副議長選挙に起因しております。吉永滿榮議員、大塚邦子議員が柳原宏行元町長において怪文書を持参し、選挙妨害をした事実があります。その後、吉永滿榮議員の一般質問があり、町職員勧奨退職問題に絡む発言から、名誉毀損で吉永滿榮議員が起訴をされ、係争中にあります。指摘された勧奨退職金における市町村職員退職手当組合及び原告弁護士からは、事務は適正であり違法はないとの判断を受けております。今回発議案提出に至る吉永滿榮議員の一連の言動に不当な行為があり、現在訴状準備書面をもって進めており、提訴いたします。

除斥に当たり、本発議案に関連することから申し上げました。適正な審議を求めます。 これより副議長において議事を進めていただきたいと思います。 ここで暫時休憩といたします。

# 休憩 午前10時07分

#### 再開 午前10時10分

**○副議長(八木 栄君)** それでは、休憩を閉じ、休憩に引き続き会議を再開いたします。 ここで地方自治法117条の規定によって、14番、増田宏胤君の退場を求めます。

[14番 増田宏胤君退場]

○副議長(八木 栄君) ただいまの出席議員数は13名です。

# ◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**〇副議長(八木 栄君)** 日程第7、発議案第3号 事務調査に関する決議についてを議題と します。

これは、4名の賛成者をもって、10番、吉永滿榮議員から提出されたものです。

本案について、提出者、10番、吉永滿榮君の趣旨説明を求めます。

10番、吉永滿榮君。

[10番 吉永滿榮君登壇]

〇10番(吉永滿榮君) 10番、吉永です。

ただいま議長から、発議案第3号 事務調査に関する決議についてを説明を申し上げます。 先ほど増田議長から、この名誉毀損に対する係争中の発言がございましたが、これは係争 中、いろいろいと反論をしてきた問題の中から、今回のこの公文書の不当性が発覚したわけ であります。そこで、私どもは、どうしてもこれは一般質問から始まった問題であるという ことを認識しながら、今回の臨時議会の要求をしたものであります。

発議案第3号 平成22年5月24日吉田町議会議長、増田宏胤殿。

提出者、吉田町議会議員、吉永滿榮、同片山武、同大塚邦子、同佐藤正司。

事務調査に関する決議案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をしたいと 思います。

元吉田町職員増田宏胤議長の勧奨退職金に係る調査に関する決議。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり元吉田町職員増田宏胤議長の勧奨退職金に係る調査を行うものとする。

記。

- 1、調査事項。(1)元吉田町職員増田宏胤議長の勧奨退職金に係る調査。
- 2、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により、委員7名以内で構成する元吉田町職員勧奨退職金調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。
- 3、調査期限は、本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を、元吉田町職員勧奨退職金調査特別委員会に委任する。
  - 4、調査期間につきましては、元吉田町職員勧奨退職金調査特別委員会は、1に掲げる調

査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができるとしています。

5、調査費用につきましては、本調査に要する費用は10万円以内とします。この根拠につきましては、参考人制度の積極的活用、法の109条の5号について、議員は万能ではない。わからないことは、知識を持った学者や研究者、専門家を参考人として招致して、これらの意見に耳を傾けることで事務調査をし、審査のために必要と認められたとき、専門的知識を活用するとあります。これを活用するには、やはりその報酬として1時間5,000円掛ける15時間ということで、委員会に参画をしてもらうということで費用を持っています。その他につきましては、証人招致等の報酬でございます。

その理由につきましては、元吉田町職員で現在吉田町議会議長の増田宏胤氏が、平成11年 4月19日付で吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて、退職が許可をされました。割増 退職金が支給された問題は、割増退職金支払いに係る事務、並びに割増退職金支払いの正当 性に町民の疑義が生じているため、これを明らかにすることによって、町民への説明責任を 果たし、町民の利益を守ることを目的として調査を行います。

さらに詳細に申し上げますと、元吉田町職員増田宏胤議長の勧奨退職金に係る調査に関する決議の理由につきましては、元吉田町職員で現在吉田町議会議長の増田宏胤氏が、吉田町職員を退職した理由は、吉田町議会議員に立候補するためであることであります。並びに、当時の柳原宏行町長がこれを勧奨退職として扱うことを許可いたしました。その結果、増田議長に対して790万2,008円の割増退職金が支払われていたことが、吉田町公文書により明らかになったということであります。選挙に立候補するために市町村職員を退職する者は、優遇退職措置の適用除外者として扱うことは、静岡県市町村職員退職手当組合の退職手当の手引、平成2年4月改訂版の9勧奨退職(4)退職の主たる理由が選挙に立候補することが明らかである場合には、勧奨退職として取り扱わないこととされていると条文で定められておるところであります。

ところが、増田議長が提出した退職手当金請求書には、退職理由として、吉田町議会議員立候補のためと記載がなされております。当該箇所に線が引かれて、別の筆跡で「勧奨退職」と書き直された上で、勧奨退職金が支給されています。本事実は、現在私の名誉毀損の係争中の民事裁判で明らかになったことであります。当該裁判では、増田議長は訴外、この裁判から外すとなっているため、当然当議会として、増田議長の勧奨退職金授受の違法ないし不当性について調査し、行政のチェック機能と町民への説明責任を果たし、しかるべき措置を講じることにより、町民への不利益を生じさせぬため、百条調査を要求するものであります。

なぜ今、百条調査なのか。私は、全員協議会や議会に段階的に説明、審議等、対応を求めてきましたが、町民の代表である議会は、この事件の事実が公文書により公表した時点でも、内容は確認しているにもかかわらず、議会、議員の現職であるはずの議員間相互の自由討議も調査もしないまま、議会側の説明はしないとする議会側の説明がありました。これに疑義を抱く議員と、言論の府する自由討議など、対応も何もしない議会運営の委員は、公文書の事務処理の公平性、透明性は不当ではない、間違っていないとする文書が、この数日間のことでございますけれども、増田議長が調査をしないように回って歩いたと。また、民事としてなぜ今、議会の自分から進んで説明をしないのでしょうか。これが吉田町の議会議長、住民3万人の代表でいいのでしょうか。また増田議長は、自由民主党吉田町の支部長でありま

す。なぜ自民党の関係町民がこの調査をしないように歩くのでしょうか。そういったこと自体が大問題だと私は思います。やはりこの事実を調査、公表することが、信頼される議会ではないでしょうか。今、町民の前で、調査権について、賛成、反対討論していただき、わかりやすく住民の前に説明をしていただきたいと私は思っております。

議会議員であれば、この御存じであります自治体の行政事務を調査できる地方自治法に基づく特別委員会であり、その事件の関係者が証言、資料の提出を拒み、間違った証言であれば罰則がある。強い強制力を発動できる百条委員会であります。

ここで議員の皆さん方には、百条委員会、もう十分、必携にあります。おわかりと思いますが、町民の皆さん方に簡単に100条の条例を申し上げます。

100条に規定されたものであるか、これを行使するには、議会が議決をしなければならない。これが今、議決を今回しているわけでありますが、調査の方法でございますが、調査の方法につきましては、やはり出頭、証言、記録等々あるわけですが、民事訴訟法に関する規定中、証人の疑問に関する規定が大幅に準用されますが、強制力が与えられている事実の調査に当たっては、冒頭から必ず証人の尋問までしなくてはならないとは書いてあります。ときに文書で照合し、回答を得て、それで目的を達成することもあろう。記録の提出を受けて、それで十分な場合もあろう。また、関係人を出頭させた場合でも、必ずしも証人として証言させなければならないものでもなく、説明を聞くだけで調査の目的を達することもあるわけであります。権限を発動するか発動しないにしても、どの程度発動するのかは、具体の事件ごとに、専ら議会、委員会の判断によるとされています。関係職員一同の関係者などを必要に応じて出頭させて、証言などをさせることになろうと思いますけれども、この権限の具体的行使に当たっては、慎重を期すべきはもちろんでありますけれども、せっかく議会に与えられた権限であります。必要な場合はためらうことなく、適宜適切に発動し、事件の真相を徹底究明する気構えを持ちたいものであると書いてあります。

言うまでもなく、議会に調査権が与えられているのは、執行機関が住民の福祉増進のために適切な事務処理をしているか。その実態や真相を把握して、もし違法や不適切な事実があれば、その原因を究明して、それを是正改善する方策は何であるかを目指して、是正改善させる。そして必要に応じて責任の所在を明確にして、将来を戒め、議会の監視機能を、政策機能の把握に万全を期するためであることを十分理解しなければならないと結んでいます。

また、証人出頭につきましては、民事訴訟法の規定に準じた手続をとることになっておりまして、これは先ほど申し上げましたとおり、参考人、専門員の方々と一緒になって行えば問題ないと。正当な理由がないのに証言を拒んだり、虚偽の供述をしたときは、同様の刑に処されることになるということでございますけれども、職務上の秘密に属する事項に対しては、その取り扱いに十分に注意しなければならないと思っておるところであります。

調査結果の取り扱いについては、やはり調査が終わったから、そのまま置けばいいと。住民に何もしなくてもいいじゃなくて、調査を委員会に付託した場合には、通常委員会として、結論が委員長から委員会報告書の形で議長に提出されます。委員長報告の後、質疑がなされ、討論を得た上で採決ということが取り扱いの主な要綱であります。調査の結論の出し方としては、調査の結果明らかになった事実を述べ、その問題点を挙げて、その解決をしては、何々をすべきであるとする反対意見をつける方法と、執行当局に対する事務処理の改善、是正措置を求める要請、勧告等の決議を議会に提言する方法。単なる事実の収集、あるいは資

料をまとめて報告をする。これだけでもいいわけです。調査の結論がどのように決まっても、 それが議会としての機関意思の決定であるから、執行当局に対する法的拘束力はない。した がって、執行機関はそれらの調査結果に法律上拘束されないが、事務処理の結果を指摘して、 是正または今後の改善を要請するような内容のものであれば、政治的、道義的にはこれを尊 重して、真剣に対処する責任を有することは当然であります。

一方、議会としては、これらの調査結果を今後の議案審議や質問、政策活動や行財政運営 の監視活動の面に十二分に反映されるように活用すべしと、こういうように結んでいます。

今回は、過去、町職員から議員に立候補したときに、不当性のある行政事務執行費が公文 書により発覚。正当な理由で正しい税金の使い道を追求、調査する。このことが議会運営と して住民の代表機関である議会の本来の役割を果たす議会改革の方向性を私は考えたからで あると思います。

今回の百条調査特別委員会の設置には、議員各位と町民の皆さんの後押しを得て当局と対峙し、緊張感のもとで調査を行い、議会の役割を十二分に発揮され、よく耳にします開かれた議会、わかりやすい議会、信頼される議会を目指すためにも、議会からの情報の公開の体制を進めてほしいことと、それから、世論の要望にこたえても、議会人として住民の視点、目線、立場で議論、調査する特別委員会の設置に御賛同のほどお願いを申し上げたいと思います。

以上が発議案第3号の要旨でございます。よろしくお願いします。

○副議長(八木 栄君) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、八木宣和君。

**〇8番(八木宣和君)** 1点確認をさせてください。

ここに先ほど新聞折込に入ったチラシがございます。これによりますと、今回の百条調査 特別委員会の設置目的というものが書いてございます。それによりますと、その目的という のは、割増退職金の返還と行政事務の是正を求めることにその目的があるというふうに述べ られておりますけれども、これはこのままでよろしゅうございますか。

- 〇10番(吉永滿榮君) はい。
- ○8番(八木宣和君) 了解しました。
- **○副議長(八木 栄君)** ほかにございませんか。 11番、勝山議員。
- 〇11番(勝山徳子君) 勝山です。

先ほど、最初の提出者の発言の中で、今回のこの公文書が、吉永議員の昨年の6月議会の一般質問から発せられたというふうな御説明がありました。私はそうは思っておりません。昨年の5月の議長、副議長の改選のときに、議長選にも私は名乗りをしました。そのときに、我が家にも3人の方が来ていただきまして、今回は副議長に回ってもらえないかというお話しをいただきました。自分としては受け入れられないものですから、後日お話を持ってきていただいた方にお返事をいたしました。そのときに、先ほど増田議長も話をされていましたが、要は増田さんが議長になると、退職金の問題が出るぞ。そして副議長に八木 栄さんが出ると、怪文書が問題になる。このように言って、町長あてのコピーを私にくださいました。

よろしいですね。私はそのまま受け取りました。それをもって前々町長のところへ行きまして、要は退職金のこの問題があるということで、増田宏胤さんを議長選からおろせないかと、そういうお話が行ったかと思います。その経過の中で一般質問することによって、この今回の名誉毀損というものが発生されたのではないかというふうに思っております。その経過の中で、被告人である吉永議員が町のほうに資料提供ですか――の中のこの公文書が出たと思っております。ですので、一般質問だけではなく、その前の議長選、副議長選の絡みがあるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○10番(吉永滿榮君) これはどこの市町においても、県会でもそうでございますけれども、やはり議長選というと、住民の3万人の代表となる、その人の資質はいいか、悪いかという問題にもかかわってくると私は思います。今回のこのような状況が19年3月から私どものところに疑義が町民から来ている中で、それをうやむやにしながら議長に出るということは、住民の皆さん方の疑義を素直に受け入れられないで、自分が出馬するということは、どうしても私としては容認できない問題だと思っています。また、副議長に対する怪文書につきましては、これは町民から議員をやめろというような内容のものでございます。その事件については、言うに言われない破廉恥な問題であります。そういう問題を抱えた議員、あるいは正副議長がこの町を代表する議員であってよろしいでしょうか。私はこういうふうに申し上げたわけであります。

しかしながら、前町長が許可をしなければ、この勧奨退職は進まなかったと私は思ってお ります。内容を十二分に調査するために一般質問したけれども、これは回答が得られません でした。そして平成19年3月にいただいた前総務課長の、当時の総務課長からいただいた内 容についても、私はそれを、正当性があると言いましたけれども、それは正当性になるもの と、私は思ってはいませんでした。そういう中で、今回の一般質問の中から何か得られるか なと思ったところが、その一般質問の要旨は、私が26日に提出しました。締め切りは28日で す。なぜその一般質問の前にその公文書が外部へ出るんでしょうか。その辺の調査はどのよ うにされますか。今回のこの中でも調査してもらいたいと私は思っているところであります。 それは後で公表されたってもいいというような議長の発言ですけれども、そしてその公文書 の中には、私が異議を申し上げて、告発したわけでありますけれども、その告発に回答は、 議長から私のところに来ましたけれども、その回答書は議長印が打ってありません。個人印 です。それは議会のものではないと私は思っていますけれども、そういう異文書を発行する 議長でいいでしょうか。そういった面についても、議長の資質が問われるものじゃないでし ょうか。そういうふうに私は思っております。だから私が怪文書を持っていったということ は、これはだれが出したかわかりませんけれども、これは十分、本来ならば表に出すべきも のであると私は思っておりますけれども、その資料につきましては、町長から私が1年間預 かっている資料であります。そして持ち出すときは、町長から、こういうわけで持ち出すよ という許可を得て持ち出しているわけであります。御理解をいただきたいと思います。 以上です。

#### 〇副議長(八木 栄君) 11番、勝山議員。

○11番(勝山徳子君) 平成19年3月に住民から事務監査請求が出されました。その当時は、 今、吉永議員が議長でありました。この事務監査請求は、最後まで、途中で切れたというよ うな状況だと思います。それはそのままになりまして、議長として吉永議員が平成19年から 議長を2年間やりました。その2年間は、この増田議員の退職金のことに関して、何らかの 形の措置というものもされていないと思います。私は今回なぜ今なのかというのがとても疑 問であります。要は、もし昨年の議長選で吉永さんが議長になった場合に、この問題は大き な問題にならなかったのでしょうか。そう私は思っております。いかがでしょうか。

- 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永議員。
- 〇10番(吉永滿榮君) 吉永です。

今の問題につきましては、当然のことながら、一般住民から事務監査請求が出されました けれども、これは事務監査請求というと、ただの住民監査請求とまた違いまして、事務監査 請求は、50分の1の署名があります。そういう方で提出された方がそれができないというこ とで引っ込められたというように私は認識しております。私はそれを受理しておりません。 監査委員のほうへ出ていると思いますが、私はそれについては一切知らない問題であります。 それと、今、議長になってから何だろうかということを、議長になってからその問題を取 り上げるということで、一般質問できないし、その問題を取り上げたところで、やはり今ま でそういう問題が起こらなかった。だれ1人として一般質問はしなかったじゃないですか。 そういう問題は、だれか1人として質問が出れば、それは取り上げていく。私からそれをど うこうするという問題では、19年3月の時点では正当であると。本人に向けたときに正当な 調書であるということを伺っております。そういうものだと思っていました。そして今回、 私が議長をおりて、一般質問のところに町長から、当局から伺った内容では不十分だという ことであったわけですけれども、それはそのまま受けました。9月には柳原元町長から、一 般質問をしないようにと私が言われたといって、この議場で発言したことに対して、何らか の謝罪、議長しろということで、文書が弁護士から来ておりますけれども、私はそれは、当 然私はこの一般質問につきましては、町民の皆様の税金の使い道を問う質問であって、公共 性に問うということで、別に問題はないと思っておりました。この2月になってから起訴さ れて、私は議員で初めての被告人と先般、全員協議会で、今の増田議員から、そのようなこ とを言われましたけれども、私は、今、議長の増田さんから、被告であるというような発言 をしてもらいたくなかった。自分のことである。自分のことをちゃんと説明し、それを公に して、住民の皆さんの理解を得た上で、その言葉を言ってほしいと、私はこう思っておりま す。これまだ名誉毀損については、まだまだ5回、6回と、7回ぐらいまで続くわけでござ いますけれども、今回のこの公文書が町から出されました。これだけ厚い公文書が物を言っ ているわけです。公文書の中に。これを皆さん方、議員は、この公文書を私は渡しました。 この公文書の中身を見てどう思いますか。この中には、4月16日、勧奨退職要綱の適用で、 4月19日に退職願が出されたもの。16日に立候補しようとしているじゃありませんか。そし て19日のこれを許可を得た上で、20日には議員に出馬しているじゃないですか。25日は当選 しているんです。当選して1年間の議員の報酬400万。勧奨退職金790万2,008円プラス400万 ですよ、この年は。どういうことですか。こういうように線が引かれているんですよ。この 問題どう思いますか。だれがこれを勧奨制度と書きかえたんですか。勝山さん、わかってい るのか、この内容を。どうするんですか、これ。調査しないんですか、議会は。

- 〇副議長(八木 栄君) 11番、勝山議員。
- **〇11番(勝山徳子君)** 先ほど、その公文書は裁判によって出てきた公文書であります。私 たちが今まで、私も吉永さんも増田さんも同じ同期であります。議員になりまして11年にな

ります。その間、この増田さんの退職金に関しては、出たり入ったり出たり入ったりするよ うな、何かあるたびに出て、それによってまた消えているような、そんなような存在であり ました。私は町民から、そのうわさ的な話を聞いたときに、この吉田町の職員優遇退職実施 要綱、この中に第2条の2の中で規定するもの以外で、特に町長が必要と認めたもの、こう いうものが文言がありました。この吉田町の実施要綱の中でこれは判断されたものと私は理 解をし、聞かれた場合にはこのように説明をしておりました。先ほどから吉永議員が公文書 の話しされておりますけれども、これは裁判によって出た公文書であります。この裁判がな かったら、この公文書は出てこなかったわけですね、個人情報のもとで。ですので、追及し たい部分においては、もう本当に宝のような公文書ではないかというふうに思っております。 ですが私は、この百条委員会という先ほど御説明ありましたけれども、我が町においても、 議会に与えられた特権であります。議会に与えられた権限であります。100条、これは調査 です。そして検査の権限があります。そして監査請求という権限もあります。日ごろ非常に 私は危惧しておるところは、最初から不当という言葉が出ております。新聞、記者会見、そ して先ほど同僚議員がお話しされましたこのオレンジの広告、ビラですか、においても、町 民の方がこの割増退職金790万円問題で臨時議会開かれるという、そういう文言であります けれども、不当に790万という文言が出ております。これは、決めつける。決めつけるから こそ百条委員会を設けたいという発議だと思いますけれども、私は先ほど提出者のほうから、 なぜ今なのかという御答弁がありましたけれども、もう少し慎重に議会に提案するべきでは なかったかなと思いました。

私は先日、この提案を3人の方が我が家に来ました。そのとき、その前に、いよいよこれは、公文書も見ましたし、何らかの形で対応していかなければいけないというふうに思っておりました。そのやさきにこの発議を持ってこられたので、びっくりした次第であります。百条をやる以上は、出したほうも覚悟しなければいけません。もして不当でなければ、訴えられるのはこちらだと思います。その覚悟はできているでしょうか。

### 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永議員。

○10番(吉永滿榮君) 私は裁判所へ行って、裁判の被告の席に立ちましたけれども、もう覚悟はとっくにしております。被告の時点で覚悟して、これを私は、これはどうしても私が立証していかなくちゃならない問題であって、この問題は、そんなことを言っている場合ではないわけで、この790万が、町の資料が3月15日に町から提出された印が打ってあります。そしてこれが17日に、私のところに来たとき、これはオープンです。これは住民に渡しても、何ら問題ありません。裁判でこれは裁判所から任命された資料です。それがなぜわからないか。何でしょうか。私はここへ出しても、新聞で上げても、それは何ら問題ない。資料なんです。資料をあなた隠すんですか。隠さなきゃいけないんですか。これは重大な問題なんです。議員としてそんなこと言っていいんですか。どうですか、皆さん。

あなた公明党でしょう。公明党新聞、私とっています。そんなことを公明党の党首は言っていません。言っていませんよ、公明党は。私は皆さん、公明党の吉田支部へ行ってきますよ。どういうことですか、あなた。

ちょっと待ってください。私は今答弁しています。そういうことですよ。よろしくお願い したいと思います。

〇副議長(八木 栄君) 傍聴の方も御静粛に願います。

ほかに質問はありますか。

5番、藤田議員。

# ○5番(藤田和寿君) 提案者に御質問いたします。

今、同僚議員のほうからさまざまな御質問があった中で、確認したいことがあります。そこまで、不思議でならないのは、御覚悟をされているなら、なぜ損害賠償の請求をなさらないのかなと。そこまで確信して、このような不当に790万円の割増退職金を受け取った事実が明らかになったということで言い切っているわけで、3名の議員が連名で電話番号まで書かれている中で、出しているわけで、100条で調査するのもいいですが、なぜもっと貴重な税金を早期に町へ返還を願うのであれば、その知った時点で、なぜそういった手段をとらなかったのかなというのが不思議でならないのが1点。

それと、今、同僚議員の皆様方から質問があった中で、過去の議長選の話が出ましたよね。今回の百条調査とそのことというのは、全く関係ないわけで、本来ならば提案者はそういう質問があったら、今回の百条調査はあくまでも行政の事務を調査をすることでありますから、その件に関しては関係ないというのが本来私は聞けるのかなと思ったんですが、傍聴者の皆さんもよく聞いてもらいたいんですが、この百条調査をやる意味が、本当に町の税金が有効利用されたかというのを調査するのか、議長選挙の過去のいきさつ、提案者の原告となっている民事裁判とのつながり、そういうものを、つながりを想像受けるような発言をされるというのは、この吉田町議会の中で百条調査をするに当たって、提案者がそのようなことを言われるというのは、大変誤解を招くわけでございます。個人的な調査をするんじゃなくて、あくまでも吉田町にとってそれが正しいか、悪いかということを百条調査するわけでございまして、いみじくも提案者が、個人的な議会のこととか、議長選挙のこととか、そういったことを説明理由に挙げて提案するというのは、非常に誤解を生むわけでございます。貴重な税金で議会をやっているわけでございまして、その辺について認識をお願いしたいと思います。

もう1点、昨年の6月に提案者は一般質問されました。そのときに、当局のほうから、町 長のほうからも、総務課長のほうからも御回答があったわけです。町長のほうは、個人情報 がございますので、私の口からはしゃべれないといったような御発言がありました。そう言 った瞬間に即訴追になるといったようなことがあるわけで、総務課長のほうは、提案者であ ります吉永議員が一般質問の中に質問したときに、退職理由について、理由が残っているか といったような御質問をされたときに、総務課長は、まず最初はないと言いました。その後 ですけれども、そのような文書が理由に書くところがなくて、勧奨か自己都合かというよう な形での記載であると。最後、押印をしてあるというような発言をされているわけで、答弁 が変わっているわけでございますね。この一般質問の中でも、町長は、私が町長であれば、 そのようなことは一切認めないよと。不当な利益をポッポに入れるような、取得利得とか、 そのような形で考えられないということを言われているわけで、その中から今回、裁判所が 請求したところで公文書が出てきたと。去年はちょうどその事件があってから――事件とい っていいのかな。そのものがあってから10年たった時期ですよ。そのときには、町はないと 言ったんですよ。今回裁判所が出したら出てきたわけ。私は、今の行政事務という問題も、 この調査に値する案件だと思うんですが、御説明から、11年前の行政事務の百条調査という お話はあったんですが、今の当局の方々がその情報を知り得て、なぜ内部告発なり、ある程 度の手段をとらなかったかと。いつの時点でその情報を知ったかといったことも、やはりこの調査の中ではやるべきだと思うんですが、その項目が全然載っていないわけで、そうしますと、今回の内容について、非常に冒頭私が述べました、今回の百条調査というものが、町の行政事務を本当に調査する目的なのか。それとも提案者の御都合で設置されたのかと。非常に誤解を招く可能性がありますので、今の町の体制についても、ましてやこの公文書におきましては、押印をされている方が、今こちらの中にもいらっしゃるわけで、そういった方々にも確認をするのかなという形は考えるわけでございまして、そういったところの説明が一切ないまま、過去の議長選とかそういったものの議長の退職金の取得についてのみの御回答でありましたが、そういった文言が、現在の、ましてや昨年の6月、1年前ですね。提案者が議員として一般質問した答弁と違ったものが出てきたのに、それに対してなぜ調査をしないのか。是正しないのかというのが不思議でなりませんが、その点3点について御回答をお願いいたします。

- 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永議員。
- ○10番(吉永滿榮君) 百条調査の有効性というものを問われたわけですけれども、今回私どもは、住民監査請求を出したわけですけれども、そういったものについても、正当な理由というものがありまして、本来、次の監査の請求に入りますので、その辺はまた述べさせてもらいますけれども、実際、この私が知ったのは3月17日であります。それから66日が適正な期間ということがわかってまいりました。ということは、今回私が監査請求を住民に出したのは5月18日でございます。61日目でございまして、ことしの5月21日がその期限が切れるわけで、そういう面もありまして急いだということで百条というふうに。

百条については、今、藤田議員から言われたように、私たちはこの内部資料、これを添えさせていただければ、十分認識できるということで、私が先ほど申し上げました理由の中に、行政のチェック機能と町民への説明責任、しかるべき措置というのが、こういう措置じゃないですか。それは委員会がどのような方向性でこれを調査するかというのにかかっていると私は思っています。だから調査の方向性というものは、これから専門委員に聞いて、ちゃんとこういう形で、勧奨制度に対する百条委員会という内容は立てられると私は思っております。

それから、町長の一般質問の件で、町長のほうからの答弁と、あるいは町からの答弁、そういったものについては、私が今ここで云々することでなくて、それも議会がちゃんとこういう問題について調査するのが議会であって、私個人がここでそれについて一々言うことはないと私はそのように思っております。

それから、押印とか、あるいはその町の資料の不備についても、同じだと私は思っています。

行政事務について、やはり本来の議会の役割を果たしていただきたいというのが本来の趣旨でございます。そしてそれがこの790万、勧奨制度が、先ほど言われたように、町の要綱は要綱でありまして、これを提出したのは、問題は県の静岡県市町村職員退職手当組合への手引、これが69市町村、この当時はあったわけですけれども、この市町がこれを準用して取り扱うというのが規定をされていると。規定で定められていることで、町の条例は、要綱は要綱であって、これを手引を準用するのが本来の町の姿じゃないかということであります。以上で終わります。

- **〇副議長(八木 栄君)** 吉永議員、質問の中で、十分な証拠があるのに訴訟をしないのはなぜかという質問と、あとそれと事務、証拠書類ですか。それに押印してある方の、そういった町のほうの事務の関係と、手続のことも調査するんですかという質問だと思いましたが、それを答弁してください。
- ○10番(吉永滿榮君) 先にこの町の事務の関係。もう退職された方もいますけれども、現在いらっしゃる方もいます。当然この方から事情を聞いていくというのも、一つの調査の方法。百条に持ってきた内容ということでございます。百条調査については、先ほど申し上げたとおりであると思います。

そのほか、何だっけ。

- ○副議長(八木 栄君) 訴訟はなぜしないのか。
- ○10番(吉永滿榮君) 訴訟については、やはり今、私が係争中で、3月15日からいろいろと、公判が4月22日に、第2回の公判がありました。そういう中で、66日という決められた期間の中に、どうしてもやらなければならない。まだ訴訟まで持っていけないという状況でございました。監査請求を今後もいたしますけれども、そして住民監査請求も出してもらっています。そういう結果として初めて本人に対する訴訟も考えています。それは住民訴訟という形でいきたいと思っていますが、その点でよろしいでしょうか。
- O副議長(八木 栄君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 過日私のところにも、提案者ほか2名の3名の方で今回の臨時会の発 議の説明と、この百条調査と監査委員に関します決議案の御説明に参られました。私がお話 を聞いて、非常にひっかかることというのは、やはりこの、なぜ吉永議員が提案者となって いるのかなといったところが、非常に理解に、誤解を招く可能性があるのに。というのは、 民事で訴外とはなっているものの、訴外になったものが明らかになった書類の中に、この勧 奨退職を行ったということが明らかになることによって、名誉毀損の裁判において、それが 立証されるといったような趣旨の言葉がございます。詳しくはすべてを言いませんが、よっ て、原告が町長であった時期に勧奨優遇制度を不正に適用して町民に損害を与えたことを明 らかにし、損害が不正の追及を目的に一般質問を呈したことに不当介入した原告の行為は、 町民が税金の使い道について知る権利を奪うものであり、原告の不当介入があったと被告が 議会で発言したこととは、公共の利害に害する事実であり、かつみずから公益を図ることを 目的としたものであって――ここからですね。原告に対する名誉毀損が成立していないこと を立証するために必要不可欠であるということがうたわれてあるわけで。というのは、この 百条調査は、名誉毀損の民事のところにかぶってしまうわけでございまして、それというの は、本来の趣旨と違う形がぬぐえないんですよ。係争というのは1本1本でございますので、 一つの裁判をやることによって、それが全部含まれるわけではないのですが、きっかけとい うものは、そこの最初の切り口が違ってしまいますと、結論というものも、おのずと違った 方向が出てしまうということがありますので、あくまでもこの勧奨退職に対する、いかがな ものかといったことの調査で始まるものであれば、非常に住民の皆様方も、真相究明に対し て理解が得られると思うんですが、その一番最初のきっかけが、ここに書かれているとおり、 提案者の名誉毀損でないことを立証するために必要不可欠な要素として、この勧奨制度とい うものが上がってきているというのは、非常に誤解を生むし、せっかくいいものを調査上げ ても、その一言で終わってしまうような感じがするんですよ。ですからその辺について、提

案者はどのようにお考えであったか説明をすべきだと私は考えますが、お願いします。

- 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永議員。
- ○10番(吉永滿榮君) 一応名誉毀損という問題は、やはりそれはまだ係争中でありまして、3回、4回、6回と。それでどういう形になるかわかりませんけれども、私は反論し、向こうからも反論し、継続されております。確かに今、藤田議員が言われたように、その問題から増田議員が外されたということは、どういうことかということは、私も危惧をしておりました。なぜその問題を絡めて係争される側が、相手側から増田議員を外してきたということは、名誉毀損から、元町長の柳原氏、それから増田氏を切り離すということはどういうことかという認識に惑われましたけれども、やはり離された以上は議会の問題ということで、今回は勧奨退職についての790万2,008円をどうしても議会として、また当局の内容についてただしたいというのが趣旨でございます。だから、今、藤田議員が言われるように、疑わしいと言われればそのとおりでありますけれども、実際これが出た以上は、やはり議会としてこの勧奨退職に対する百条委員会で中身を精査し、住民に公表してほしいと、私はこう思っております。

以上でございます。

- O副議長(八木 栄君) 5番、藤田議員。
- ○5番(藤田和寿君) 最後です。今言われた調査と、今この事実が明らかになったときに、町がどのようなことをしたのかということも調査すべきだと思うものですから、ましてや1年前に一般質問して、十分その事実を知り得るチャンスがあったわけで、それが抜けているというのは、議会としていかがなものかなと。11年前のことだけ一生懸命やって、ここ二、三年のこと、知り得た事実があったかもしれないことに対しての調査はしない。実際、町の幹部が退職した職員の方にどうなんだということを聞いたというようなうわさ話も聞いております。ということは、町としてもある程度動いているわけでしょう。知った時点で何で町がやらないのかなというのは、私は不思議でしようがないものですから、その点についても調査をしてもらいたいなと思いますが、いかがですか。
- 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永議員。
- **〇10番(吉永滿榮君)** 町に対する状況については、町長のほうからお答えいただきたいと 思いますが。私のほうから言えるものではございません。
- **〇副議長(八木 栄君)** 5番、藤田議員、どうでしょうか。その辺。質問は今、吉永議員に 質問したものですから、あくまでも吉永議員からの答弁ですよね。
- **〇10番(吉永滿榮君)** 私は今、1年間どうしろと言われても、いろいろとこういった関係で、もう終わったかなと思ったら、ことしになってから起訴されて、こういう状況になっているんですから。
- ○5番(藤田和寿君) 御答弁いただけるようならお願いしたいと思います。
- ○10番(吉永滿榮君) 一応そういうことで、私も1年間のブランクというものがあろうかと思いますけれども、やはり係争中であるということが1つあった。それから今回、係争中でなくなって、名誉毀損だけでやるということになると、増田議員の退職金問題はもう置き去りにしていかれるという危惧があったということです。だから、これ町民にわかった以上は、どうしても私なりにも精査していただいて、その方向を果たす。議会の役割を果たすというのがお願いしたいと、私はこう思っているわけです。

- ○副議長(八木 栄君) 調査するということですか。その辺もはっきりと。
- 〇10番(吉永滿榮君) 何。
- **〇副議長(八木 栄君)** 町のことを調査する。はっきり言ってください。
- **〇10番(吉永滿榮君)** 町のこの今現在の状況を調査するということで、この百条は進めてほしいと。よろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○副議長(八木 栄君) ほかに質問はございますか。

[発言する人なし]

○副議長(八木 栄君) ないようですので、質疑を終結します。

吉永議員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をとります。

それでは、再開は11時10分ということで、短いですが休憩をとりますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

**○副議長(八木 栄君)** それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。 それでは、討論を行います。

反対の……。

[「議長」の声あり]

- ○6番(片山 武君) ちょっとその前にお願いしたいんですが、6番、片山です。
- 〇副議長(八木 栄君) 6番、片山議員。
- 〇6番(片山 武君) よろしいですか、発言。

ちょっとその前に、私自身お聞きしたいんですが、この問題が今皆さん方から意見が出たんですが、副議長または議会運営委員会として、これを何も取り扱ってくれないということは、どんならことか。私はこれは議会、副議長なり議会運営委員会でちゃんと取り上げていただき、議長が訴外されたということになりますというと、私たちが今やっております裁判とは別問題ということになっているので、新たに790万円いただいているということは、私が昨年6月に発言したように、いろんな怪文書が出てきて、そのときには500万。そして出てきたものが790万ということで、実際問題に裁判所から提出された書類が皆様方のところに渡っているものですから、これは議会である議長か副議長の問題でありますので、よく話し合っていただくとか、そういった議会運営委員会で取り上げていただかないと、どういうことなのか。ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**〇副議長(八木 栄君)** ただいまの発言は、この発議案第3号に関係のないことであります ので、答弁はいたしません。

なお、この3号の発議の決議に対して、そのような内容が含まれるとは、個人的に思って おります。

それでは、討論ある方、お願いいたします。

8番、八木宣和議員。

# ○8番(八木宣和君) 8番、八木です。

本議案につき、反対の立場から討論いたします。

本議案は、質疑で確認させていただいたとおり、11年余り前に退職した職員につき、勧奨 退職扱いとしたことにより得た割増退職金の返還と、行政事務の是正を求めることをその目 的としたものでございますけれども、そもそも議会に付与されている調査権の調査の対象と するところは、執行機関の事務行為であり、執行機関が適正な事務処理をしているかどうか ということにございます。したがって、本議案の求めている割増退職金の返還については、 対象が執行機関ではなく退職した個人に対するものであります。ですから、これは議会の調 査権の対象の範囲を超えたものであると考えます。

と同時に、議会は裁判所と同じ権能を持つものではございません。仮に議会の調査の対象 範囲内としても、割増退職金を受領したことの適否を議会が判断できるのか、大変疑問を感 じるものでございます。

次に、行政事務の是正を求めることにつきましては、昨年の6月定例会において吉永議員が、職員の優遇退職制度について一般質問をされました。これに基づき、行政当局は、吉田町職員優遇退職実施要綱の運用についてあいまいな点があるということで、その是正措置として、この実施要領の適正な運用を行うという趣旨のもとに、吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針を定めました。本議案の求める行政事務の是正については、この運用指針を定めたことにより、その目的は達成されているものと考えます。

以上述べた理由により、本議案の求める特別委員会の設置に反対いたします。

以上、反対討論といたします。

〇副議長(八木 栄君) 1番、賛成討論ですか。

1番、佐藤議員。

○1番(佐藤正司君) 私は今議案に賛成する立場で討論します。

先ほど来質問がいろいろ出て、提案者が答えておりましたけれども、そもそも本当にこれは11年前のことです。当時からいろいろうわさというか疑問は町民から出されていたことです。これは単なるうわさで終わっていたんですけれども、今回、吉永議員が元町長から名誉毀損で訴えられた裁判の中で明らかになったことです。書類が提出されたわけですね。去年の一般質問のとき、当局は、個人情報だから答えられないということで、出しませんでした。私も今回、情報公開制度を使って、情報を開示してほしいよという申し出をしましたけれども、個人情報だから出せませんと断られました。なぜじゃ今回これが出たのかということは、先ほど説明あったように、名誉毀損で争っている裁判の中で、裁判所が出すことを要請して明らかになったことなんですよね。ですから、裁判をやらなければ、これは出てきませんでした。先ほど質問の中でも、なぜ当局が知っているのに動かないのかということですけれども、去年も言ったように、町長は、個人情報だから出せないんですよね。出せないことなんです、これは。それがたまたま名誉毀損の裁判をやっている中で、裁判所の要請で出ちゃったんですよ。私たちはそれを知っちゃったんです。見たんです。この裁判の中で出た書類を見ると、本当に疑問です。

先ほど説明したように、4月16日に勧奨したことになっています。4月16日に応諾したことになっています。16日に退職願を出しています。19日に退職しました。20日に立候補して25日に当選しました。これは通常の勧奨退職制度を使ってやった、大勢の方がいらっしゃる

けれども、こういうことはあり得ないんではないですか。議会はこれを知って、議会がこれをいいんだと。正当なんだということを決めてしまうことは、ちょっと私は疑問に思って、今回調査しましょうということで、私も賛同者で名前を連ねました。ですから、この一連の書類、なぜこんな、何といいましょうか、こういう書類を当時の当局がやったのか。これは当局にちゃんと聞きたいと思います。それと本人にも説明をしていただきたいと思います。そういう意味では、今回当局が訴えることは、多分個人情報の関係から無理なのかなと思いますから、議会がちゃんと調査をして結論を出せばいいことだと思いますので、ぜひ調査をすることにしていただきたいと思います。

以上、賛成討論とします。

○副議長(八木 栄君) ほかに反対討論ございますか。

7番、永田議員。

○7番(永田智章君) 7番、永田です。

発議案第3号、元吉田町職員勧奨退職金に係る調査に関する決議に反対の立場で討論いた します。

この勧奨退職金問題は、11年前の問題で、既に時効になっていると思われる問題で、なぜ今、それも6月定例会が十数日で開かれるのに、臨時議会を開いてまで行う必要があるのか。6月定例会で協議すればよいのではないか。それに特別委員会の設置を求め、しかも地方自治法第100条第1項に基づく特別委員会の設置を求めているものは、このことは民事裁判で名誉毀損で告発されている吉永氏が、自分の心証をよくしようとしているにすぎなく、事務調査に関する是正を促すならば、もう既に昨年6月に我が町においては、実施要綱運用指針を改めておるということでございます。別名百条委員会をつくって、議員が議員を問責することは、今後長きにわたって禍根を残すことになるであろうと思われます。議員同士が疑心暗鬼となり、今行っている議会基本条例作成に向けた議会改革に悪影響を及ぼすであろうと思われます。勧奨退職金問題は11年前のことで、既に時効となっていると思われる問題でありますので、このことは発議案提出者が自費にて勧奨退職金返還訴訟を起こしていただき、法廷の場で自黒をきっちりつけてくれることのほうが望ましいと考えます。百条委員会をつくって調査をしても、我々議員は裁判官ではないので、白黒の判決は下すことはできません。調査するだけで終わることになるでしょう。勧奨退職金問題は速やかに発議案者が法廷に返還訴訟を起こして、はっきり白黒つけていただきたい。

よって、私は発議案第3号に反対いたします。

**○副議長(八木 栄君)** すみません、傍聴の方、私語は慎んでください。静かに聞いてください。傍聴ですので、よろしくお願いします。

ただいま反対討論がありましたが、賛成討論はありますか。

9番、大塚議員。

○9番(大塚邦子君) 9番、大塚です。

本議案に賛成の立場で討論をいたします。

このたび、公文書が明らかになり、私たちは議長が職員を退職するときに、退職手当請求 書を書かれていて、そこに退職理由が「吉田町議会議員選挙立候補のため」と本人の字で書 かれていました。それに線が引かれ、別の職員の字で「勧奨退職」と書き直されていた文書 を目の当たりにしたわけでございます。こうした改ざんをされた文書を手にとった議会議員 としては、やはりこの文書の問題については、議会の調査権を使ってしっかりと調査をする 必要があると思います。そして行政事務がこれまで脈々とそうしたずさんな事務処理がされ ていたとすれば、それは町民の不利益につながるものだというふうに考えています。ですの で、この問題については、議会としてしっかりと調査をする必要があると思い、賛成をいた します。

町民の生活は本当に苦しく、税金を納めるにもやっとの思いで税金を納めています。行政から公金をもらおうとする制度がありますけれども、生活保護、そして税金の減免措置、こうした制度を利用したくても、大変な思いをして、なかなかそうした措置にこぎつけるのは少ない町民の方々の声を代弁しまして、こうした職員にお手盛り的に公の税金が本人のもとに届けられるという、そういうやっぱり行政は、しっかりとその是非を問うて、そういうことが起こらない行政にする。透明性のある行政にするということが、今私たち議会は行政の監視機能としてやっていかなければならないというふうに思っております。

今回百条調査をするに当たっては、相当の覚悟を持ってやることになると思いますけれども、決して犯人探しということではなくて、町民にしっかりと説明責任が果たせるような議会をしていきたいと思います。そして今回、こうした臨時議会の発議をお願いして、百条調査の設置を求めた、そこの理由ということは、先ほど永田議員から発言がありましたけれども、4月8日にこの問題について議会で全員協議会を開き、意見交換をしてもらいたい。このことについて考えてもらいたいというふうに申し出たところ、議会運営委員会の正副委員長、副議長が非公式で協議をして、今後この問題に関しては議会運営委員会を開いたり、開催をしたりすることはございませんという答弁を聞きました。私たちは一つ一つ手続を踏んで、きょうまでここまで来ました。臨時議会を開き、百条調査委員会の設置を要望するまでになったのは、そうした議会のこれまでの経過があるということを、私は町民の皆様に知っていただきたいと思います。ぜひとも百条調査を議員のみんなで協力してやって、町民への説明責任を果たし、もし790万円が不当な支出であれば、返還を求めていくというのは、町民の負託を受けた議会としては当然のことだと思いますので、賛成をしたいと思います。

○副議長(八木 栄君) ほかに討論はございませんか。

11番、勝山議員。

**〇11番(勝山徳子君)** 11番、勝山です。

発議案第3号 事務調査に関する決議について、反対の意見を申し上げます。

昨年の6月議会の一般質問で、吉永議員が勧奨退職金について質問いたしました。町当局は、改善すべきことをすぐに対応し、吉永議員の一般質問により、吉田町職員優遇退職実施要綱に運用指針をつくり、適正な運用を行うために、適用除外者と明確に入ったわけであります。

この問題は、11年前の退職者であり、本来、退職勧奨の記録は任命権者またはその委託を受けた者が保管することとされ、職員の退職日から5年間保管することとされています。私は11年前の1人の勧奨退職の手続に関する調査ではなく、平成11年3月から平成22年3月までの勧奨退職された方の調査をするべきと思っております。なぜなら、今回吉田町職員優遇退職実施要綱運用指針の中に、適用除外者に「みずからの非違によることが原因で退職する者」とあります。これに適用されて勧奨退職された方もいるように思います。議会には調査権、事務検査権、監査請求等の権限があります。議会としては、今の勧奨退職のあり方が本

当によいのか。見直しや廃止を検討するほうが、町民への負託にこたえる議会活動ではないでしょうか。

実施要綱の中に、この要綱は、人事の刷新と計画的な人事管理を図るため、職員を勧奨して退職させる場合における優遇措置について、必要な事項を定めることを目的とするとあります。勧奨退職として、職員、行政が人事の刷新と計画的な人事管理というよりも、個人の職員の自己退職の希望のほうが多いのではないかというふうに思っております。それは体の不調、家の事情、さまざまなことがあると思いますが、この優遇措置に対して、いま一度検討するものであるかと思っております。

勧奨退職については、特別委員会をもって事務検査を行い、町民への不利益を生じさせない税金の使い方を検査することを代案として、事務調査に関する決議を反対意見といたします。

先ほど提出者が、私に対して調査しないのか。公明党議員はしないのか。そういう御意見がありました。決してそのようなつもりで質問したわけではありません。一つのことに調べるのではなく、私たち議会は公職選挙法の寄附行為で嫌な思いをいたしました。その中で調べられる御家族の方、大変な思いがあったと思います。そして住吉神社に関する寄附行為だけが調べられました。川尻神社はどうだったんでしょうか。警察は一向にこれは調査いたしません。そういう意味で私は、公平な調査というものが大事ではないかと思っております。今回、増田議員の一つの退職金に対する調査を掲げますと、ほかの職員がもし優遇退職でないような状況で事務手続がされた場合に、これは何らかの形の手続というものがとられない可能性もあると思います。ですので私は、1人の退職の調査ではなくして、行政が行った事務検査をしっかりとやるべきだと思っております。

以上で、私は代案をもって反対意見とさせていただきます。

**〇副議長(八木 栄君)** ほかに討論はございませんか。

6番、片山議員。

○6番(片山 武君) 6番、片山です。

私は、発議案第3号について賛成として発言させていただきます。

私は、この790万という大きなお金は、私の先輩であります大塚議員が、年を明けて生活保護を受けるためにいろいろな手当てをやっていただいて、何十万というごくわずかのお金をいただくためにも、相当な日数をかけて、いろいろな、県とかいろいろなところで手を打っていただいて、ホームレスの方が、やっとアパートを借りて入るまでには、どれくらいの手をかけていただいたかわかりません。それがただ一つの文書一つで、3日か4日で、先ほども言われたように790万が手に入り、また報酬をいただくということは、とんでもないことです。これは私たちの議会の議長として、私は一般議員として許せるものではありませんので、正しく調査していただくために賛成とさせていただきます。

以上です。

**〇副議長(八木 栄君)** そのほかございませんか。

5番、藤田議員。

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田和寿でございます。

私は反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど来の質疑の中で、提案者から、過去の議長選挙云々、提案者の民事裁判云々等、非

常に、そして今回の事案が、町の行政事務から逸脱した要素を含んだ提案理由が出発点にあるという事実が明らかになりました。私もさまざまな方々の討論を聞いたわけでございますけれども、今回そのような疑念を持ったところのスタートでなく、この後出されます発議4の監査請求がございます。監査請求の結果をもって、粛々と百条を開く必要があれば開けばいいと私は考えるわけで、今のさまざまな議員の討論を聞いていますと、これは行政事務に対する百条調査なのか。議長個人的な現職議長の個人的な退職金の不正授受がテーマなのか。過去の議長選挙のさまざまないきさつがテーマなのか、大変わからない調査となってしまいまして、この百条調査委員会を開くことの影響というものが甚大であると考えるわけでございます。やはり伝家の宝刀でございます百条調査をするに当たりましては、何を調査するのかということを明確なことで位置づけをして、それを粛々として吉田町議会として調査するべきだと考えるわけであります。

今までの質疑を聞いている限り、私は今回の百条調査というものが、町全体の利益を考え た調査とは、現時点では考えにくく、この後発議されます4号、監査請求の結果をもって議 会として動くべきだと考えるわけでございます。

広範囲な行政事務をつかさどる町に対して、議会が調査を行うというものは、ゆゆしき事例と考えるわけでございまして、その百条委員会を設置するに当たりましては、同僚議員の 方々、いま一度よく考えていただき、証拠を持って調査すべきと考えるわけでございます。

結論を申しますと、私は現時点での百条調査決議には反対とし、この後の4号の監査の結果をもって再度我々の考えを示すべきだと考え、以上、反対討論といたします。

○副議長(八木 栄君) そのほか討論は。

12番、河原崎議員。

○12番(河原崎曻司君) 12番、河原崎です。

私は、発議案第3号に賛成という立場で討論をさせていただきます。

この議長の勧奨退職金にかかわる調査につきましては、この問題は、10年前より何回か話題になりまして、出ては消え、出ては消えた状況下にあります。先輩議員、そしてまた同僚議員も何回か一般質問を行った経緯があります。しかし、今までは個人情報ということで、当局の答弁も控えられ、真相がはっきり町民に伝わらなかったと思います。

今回は静岡地方裁判所が吉田町から取り寄せた公文書により、公金支出によることについて明らかにされたわけでございます。本人の退職理由に、吉田町議会議員選挙立候補のためと書かれております。本人の自筆で書かれております。またこれに対しましては、横線を引かれ、「勧奨退職」と書き直しをされております。退職願が11年4月16日に提出をされました。11年4月19日に町が受理をし、翌日の11年4月20日に告示の町議会選挙に出馬をしており、そして25日は当選をされております。

私ども、ただいま議会改革ということで、先日4つの町内会に議会報告会をさせていただきました。その時点でも、町民の間から、これに関する質問をいただいております。議会として、これはしっかりとした答えを出さなければいけないと、このように思っております。よって、これは私は調査が必要であると思います。

私はこの事務調査に関する発議案第3号に賛成をし、討論といたします。 以上であります。

**〇副議長(八木 栄君)** そのほか、いかがでしょうか。

4番、杉村議員。

○4番(杉村嘉久君) 4番、杉村です。

いろいろお聞きしておりまして、発議の内容につきまして、調査に名をかりて、乱用のないように、十分留意して、一部の政争に利用し、政敵の内情暴露に用いることのないよう慎まなければならないということがよく言われるといいますか、ありますけれども、先日の新聞の広告に入っておりました文書といいますか、ああいったもの。それから、きょうの吉永議員の説明等をお聞きしますと、このようなことが一部にといいますか、占める内容というのは非常に大きいものがあろうかと思います。

それから、さきの委員の発言にもありましたけれども、今回の事案につきましては、裁判に持ち込みまして、司直の判断を仰ぐことが最も妥当であるんではないかと。そのように判断します。それで、反対です。

- O副議長(八木 栄君) 2番、枝村議員。
- **〇2番(枝村和秋君)** 2番、枝村でございます。

私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど来からいろんな質問、あるいは討論の中で、公文書の話が出ました。私は本当に今回、本当に悩みました。苦渋の決断で賛成に回るわけですが、単純にその公文書を見たとき、訂正、要するに線が引っ張ってありまして、そこら辺が公文書が直されていたと。単純にそれを見ますと、これは何ぞやということで疑問を持ちました。先ほどいろいろ発言者からも、議長問題とか云々で、ちょっと感情的なところはあったと思いますが、私はそこはちょっと感情に走り過ぎているなということは思ったわけですが、ただ、この退職金の事務処理が適正であるかどうかの、純粋にこの事務処理の正当性というか、それを見たいなということで、この百条に出して、それでやっていくしかないということで感じました。

よって、この発議案第3号について賛成の立場といたします。

- 〇副議長(八木 栄君) 3番、市川議員。
- ○3番(市川陽三君) 3番、市川でございます。

全員が言われましたので、自分だけ言わないというのはちょっと片手落ちかと思いまして、 発言をさせていただきます。

それこそ自分も、先ほど枝村議員が言われたように、気持ちがすごく揺れております、正 直言いまして。まだ今でも揺れて、結論出ておりません、正直言いまして。

ただ、きょうこの議場へ参りまして、発議案の3号と4号があるわけでございますが、先に4号をやられてから3号をやるというふうに考えておりました。ですので、監査請求に対する決議をほうを先にやってから、今やっております事務調査のというふうに考えておりましたものですから、先ほど5番議員の言われた、藤田議員の言われた監査請求に対する決議を聞いてから、事務調査のほうでと思っておりましたので、この発議案3号につきましては、反対いたします。

○副議長(八木 栄君) それでは、討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○副議長(八木 栄君) 賛成6名であります。

したがって、反対も6名でありますので、議長であります私の判断によってこれを決定いたしたいと思います。

まず、私の意見を申したいと思います。私は、3号、4号、本日発議案ありますが、まず、4号の監査、これを先にやって、その後、その様子を見て百条調査、そういうものを進めていったほうがよろしいかと前から思っておりました。したがって私は反対でありますので、この3号の発議案は、賛成少数によって否決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**〇副議長(八木 栄君)** 続きまして、日程第8、発議案第4号 監査請求に関する決議についてを議題とします。

これは7名の賛成者をもって、10番、吉永議員から提出されたものです。

本案について、提出者、10番、吉永滿榮君の趣旨説明を求めます。

[「議長、その前に」の声あり]

- 〇副議長(八木 栄君) 8番、八木宣和議員。
- ○8番(八木宣和君) 8番、八木でございます。

発議案第4号 監査請求に関する決議案につきましては、私、監査委員として審議、表決 に加わることは適当ではないと考えますので、議長に退席の許可を求めます。

○副議長(八木 栄君) それでは、8番、八木宣和議員の退席を許可いたします。

[8番 八木宣和君退席]

○副議長(八木 栄君) ただいまの出席議員数は12名であります。

日程第8、発議案第4号 監査請求に関する決議についてを議題といたします。 それでは、本案について、提出者、10番、吉永滿榮君の趣旨説明を求めます。

10番、吉永滿榮君。

[10番 吉永滿榮君登壇]

**〇10番(吉永滿榮君)** それでは、第8、発議案第4号 監査請求に関する決議についてを 説明をいたします。

発議案第4号、平成22年5月24日、吉田町議会議長、増田宏胤殿。

提出者、吉田町議会議員、吉永滿榮。同片山武、同大塚邦子、同市川陽三、同枝村和秋、同佐藤正司、同河原崎曻司。

監査請求に関する決議(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

監査請求に関する決議。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対して監査を求め、その結果を請求するものであります。

記。1、監査を求める事項。元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに 退職手当金支払い事務に関する事項。

2、監査結果の報告期限。本議決後2カ月以内といたします。

理由。元吉田町職員で現在吉田町議会議長の増田宏胤氏が、平成11年4月19日に吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職し、割増退職金支給手当金が支払われた事件について、本件公金支出の妥当性において町民の疑義が生じているため、増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当支払い事務に関して監査請求を行い、監査委員の適切な措置及び本監査報告を議会の監視活動に生かすことにより、町民に不利益を与えないため。

もう少し詳細に申し上げますと、監査請求に対する決議の理由。

元吉田町職員で現在吉田町の議会議長の増田宏胤氏が、平成11年4月19日に吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職し、割増退職金、手当金が支払われた事件について、平成22年3月15日付で静岡地方裁判所が吉田町から取り寄せた公文書により、本件に関する公金支出の妥当性において、大きく町民の疑義が生じている。

このため、町民の負託を受けている吉田町議会としても、増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに職員手当支払い事務に関して、静岡県市町村職員退職手当の手引(平成2年4月改正版)に該当する条例、規則、要綱などに準じて適用されているかどうか。また、適用するに際しては、退職手当制度の正しい理解をなされた上で、適正に公金が支出されているかどうか等、明らかにしなければならないと考えています。

増田宏胤議長に支払われた優遇退職手当金のうちの割増分790万2,008円は、町が特別負担金として全額を静岡県市町村職員退職手当組合に支払っていることから、本件に対して適正妥当な事務処理並びに公金支出であったかどうか、監査請求を行い、監査委員の適切な処置及び本監査報告を議会の監視活動に生かすことにより、町民に不利益を与えないためということで、お願いをしたいと思います。

以上が4号の発議でございます。慎重な御審議をお願いしたいと思います。

○副議長(八木 栄君) ただいま趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

11番、勝山議員。

**〇11番(勝山徳子君)** 11番、勝山です。

先に、議長のほうから、傍聴人の守るべき事項、吉田町議会傍聴規則によるものを、1、 2番を朗読していただきたいと思います。

- ○副議長(八木 栄君) それでは、傍聴人の守るべき事項として報告いたします。
  - 1、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
  - 2、談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。

ということでございますので、傍聴人の皆様、しっかりと守っていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

11番、勝山議員。

**〇11番(勝山徳子君)** このように傍聴人がたくさん来られるということは、かなりの関心を持って来ていただいていることは感謝申し上げます。しかし、私議員もこの議案に対して 真剣に議論しております。そういう意味では、ぜひ御協力をしていただきたい、そのように 思いまして、議長にお願いいたしました。失礼いたしました。

先に質疑について議長に確認をいたします。

議員必携のページ112ページに、議案に対する質疑があります。議員提出議案で発議者が 数人あるときは、趣旨説明をした議員以外の発議者に質疑をすることも可能であると書かれ ております。ページ112ページです。これは賛成者もこの対象となるというのか、まずお聞きして、もしそうであるならば、質疑を許可していただきたいと思います。

- 〇副議長(八木 栄君) 許可します。
- ○11番(勝山徳子君) ありがとうございます。

まず、賛成者の6名の方がおりますけれども、その中の河原崎議員、佐藤議員、枝村議員、 市川議員、片山議員の方に質疑をさせていただきます。同じ質問であります。

今回、この監査請求の賛成になりましたけれども、住民監査請求が提出されることを、まず知っていたかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、住民監査請求と議会が求める監査請求は、同じ監査委員が行う監査であります。な ぜ外部監査請求を考えなかったのか、お伺いいたします。

この2点についてお願いいたします。

- ○副議長(八木 栄君) それでは、2番、枝村議員。
- **〇2番(枝村和秋君)** 2番、枝村でございます。

まず、住民監査請求が出ることを知っていたかということの質問でありますが、これは承知しておりませんでした。

第2に、外部監査請求ということも、手段としてはあろうかとは思いますが、この時点ではそのようなことを承知しておりませんでした。

以上です。

- 〇副議長(八木 栄君) 6番、片山議員。
- **〇6番(片山 武君)** 私はどちらも承知しております。住民監査請求は、私もお願いしたほうでございます。
- 〇副議長(八木 栄君) 3番、市川議員。

〔「まだです。外部監査請求は」の声あり〕

- **○副議長(八木 栄君)** 外部監査請求について。片山議員、どうですか。 6番、片山議員。
- ○6番(片山 武君) 外部監査についても知っております。
- **○副議長(八木 栄君)** 知っているかではなくて、それについて外部監査をお願いするに当たってどうかという質問だと思いますが。
- **〇6番(片山 武君)** それはまだちょっと、住民監査請求についての答えが出て、何とかあれですので、もしあれでしたら、そのままでもいいかと思います。私のほうから監査を求めるようなことは余りしたくなく、議会の中でなるべく片づけたいと思っております。
- **〇副議長(八木 栄君)** 勝山議員、今のような答弁でよろしいでしょうか。
- ○11番(勝山徳子君) はい、わかりました。
- 〇副議長(八木 栄君) それでは、3番、市川議員。
- ○3番(市川陽三君) 3番です。

私もこの監査請求に関する決議案のほうが先に私のほうへ持ってこられました。ですので、 住民監査請求が出るということは一切知りませんでした。

それから、もう一つのほうの質問ですけれども、外部監査請求ということは一切考えておりませんでした。

以上でございます。

- 〇副議長(八木 栄君) 12番、河原崎議員。
- **〇12番(河原崎曻司君)** 12番です。お答えをいたします。

住民監査請求が出ることを知っていたか。この時点では私は知りませんでした。

また、外部監査請求についてでありますが、あることは知っておりましたが、そういう手段をということは考えておりませんでした。

以上であります。

O副議長(八木 栄君) 勝山議員、よろしいでしょうか。

1番、佐藤議員。

- ○1番(佐藤正司君) 住民監査請求については、そういうことも考えているよということは聞いておりました。本当に今回、百条もやり、監査請求もやり、住民監査請求もやりということで、私も本当はどういう手段でこの問題解決すればいいのかということは、いろいろ考えましたけれども、個人、勉強不足で結論が出ないまま、こういう形になりました。外部監査請求については、私も去年、外部監査請求をできるように、町も変えたわけですから、そうすべきだと思ってはいましたけれども、具体的な手続とかそこら辺が勉強不足で、正直言って十分に準備できませんでしたので、本来議会の中でもうちょっとその辺を議論して対応すべきだったのかなと思いますけれども、事態はどんどん進んでしまって、現時点になってしまったことは残念だと思います。
- 〇副議長(八木 栄君) 11番、勝山議員。
- **○11番(勝山徳子君)** すみません、急にお聞きして、申しわけありませんでした。

この議会の提出者にお聞きしたいと思います。住民監査請求も提出者はかかわっていたと思います。議会における監査請求の発議に対して賛成を求めて我が家に来ていただきました。私もこの住民監査請求が提出されるということは、思ってもいなかった1人であります。今回、住民監査請求と監査請求、議会の発議の監査請求というものが同じ監査委員さんが監査をするわけであります。

提案者にお聞きいたしますけれども、この同じ監査委員が監査するというよりも、外部監査請求をどうして考えなかったのか、お聞きしたいと思います。

- 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永滿榮君。
- ○10番(吉永滿榮君) ただいま提案者、あるいは賛同者からお話あったとおりでございますけれども、まず、外部監査を考えなかったということにつきましては、普通の吉田町の監査請求、先般、三星の関係もございましたけれども、そういう中で今回、代表監査委員もかわったということで、十分これについて適切な措置が得られるという意味で、町の監査委員を請求したということでございます。外部監査となると、決議の時間もかかりますので、そういう時間を省くためにもそういう形をとったということで、御理解をいただきたいと思います。
- O副議長(八木 栄君) 11番、勝山議員。
- ○11番(勝山徳子君) 代表監査委員がかわって、我が町の監査委員で十分かと思うという お答えでありましたけれども、私は、この監査請求の発端が、名誉毀損の中から出てきた公 文書であります。その中でやはり外部監査というのは、弁護士、また公認会計士、専門的な 分野での判断ができると思います。ですので、この問題は非常にシビアなものもありますし、 私は専門的な部分で監査をしていただきたいというふうに思っておりました。代表監査委員

さんが新しくなりまして、私は余計に、失礼かと思いますけれども、我が町の監査委員として経験が浅いわけであります。そういう、本当に御苦労されて監査委員さんも毎回監査をしているわけでありますけれども、私はこの大事な監査を外部監査しなかった。そして賛成者に募った人たちも、住民監査請求が出るということを知らないで監査請求に賛成をしたという実態があります。悪く言えば、私もそうですけれども、住民監査請求が出るというのがわかっておれば、御意見聞いてみないとわかりませんけれども、賛成者になったのかどうか、私は疑問に思っております。その点、説明をしなかった理由をお聞きしたいと思います。

- 〇副議長(八木 栄君) 10番、吉永滿榮君。
- 〇10番(吉永滿榮君) 吉永です。

議会の監査請求については、議会だけしか回答が得られない。住民に伝わらないという内容もございますけれども、外部監査を使う、使わないは、やはり非常に私としましては、今回の件については、町の事務調査でありますから、十分に代表監査委員、そして議員の監査委員のお2人であれば、この是正あるいは監査についての適正な御判断をいただけるということで、議会に回答できる以前に判断すればいいかと、私はこう思っていました。

また、住民監査請求のことがありましたけれども、これにつきましては、また監査委員から当局についての要求もありまして、多少内容が違っておりますので、その点について御紹介をしてどうか伺いたいと思います。

以上です。

そういうことで、今、議長がやられている八木君から、現在は町の監査請求ということで 内容がありますので、その辺については説明はないということでありましたので、控えさせ ていただきます。よろしくお願いしたいと思います。

**〇副議長(八木 栄君)** ほかに質問はございますか。

〔発言する人なし〕

○副議長(八木 栄君) それでは、質疑を終結します。

吉永議員、ありがとうございました。

それでは、討論を行います。

賛成の方、反対の方、どちらでも結構です。討論がある方、お願いいたします。

11番、勝山議員。

**〇11番(勝山徳子君)** 11番、勝山です。

発議案第4号 監査請求に関する決議について、反対の意見を申し上げます。

平成11年4月19日に吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けての退職金の公文書は、提出者吉永議員が名誉毀損で訴えられ、現在係争中の民事裁判で町当局に請求し、提出されたものであります。この裁判では、退職金の件は訴外となったと伺いましたが、民事裁判で取り上げられた公文書でありますので、私はこの監査請求は外部監査請求で行うべきと思います。外部監査制度は、監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めるために導入をされたものです。民事裁判を通して出てきた調査事項のため、弁護士や公認会計士、税理士等と契約を締結し、個別外部監査で行うべきと、代案をもって今回の監査請求は反対の件といたします。

以上です。

- **○副議長(八木 栄君)** それでは、賛成討論ございますか。 9番、大塚議員。
- ○9番(大塚邦子君) 9番、大塚です。

私は監査請求に賛成の立場で意見を述べます。

今回、議会が地方自治法98条の2を使いまして、監査請求をするということであります。これは、この勧奨退職金の割増の問題が町民の皆さんの大きな関心事になっており、790万余の退職金が使われているということで、これは議会が監査請求をして、監査基準にのっとって監査をしていただき、必要であれば行政に是正を求め、また監視活動に議会がそれを生かしていくということで、最も当然のことであり、当然のように監査請求を求めるものでございます。

住民監査請求の話が同僚議員からございましたけれども、住民監査請求は、地方自治法に保障された住民の権利であります。住民が住民監査請求を起こすことは、これは議会としたら、それは関知することではございません。議会は議会として、議会の98条の監査請求権をしっかり使って、この問題に町民に正しく情報が、結論が導き出すように、是正を求めることができるように、監査請求を求めるものと思い、賛成をいたします。

○副議長(八木 栄君) ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

**〇副議長(八木 栄君)** ないようですので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に賛成の方は御起立を願います。

「替成者起立〕

○副議長(八木 栄君) ありがとうございます。

賛成多数でありますので、本案は原案のとおり決定をすることといたします。

それでは、14番、増田宏胤君の入場を許可いたします。それと8番、八木宣和君の入場を 許可いたします。

[14番 増田宏胤君入場]

[8番 八木宣和君入場]

○副議長(八木 栄君) ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 0時10分

〇議長(増田宏胤君) 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は14名であります。

# ◎町長あいさつ

〇議長(増田宏胤君) 以上で、平成22年第2回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了しま した。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

**〇町長(田村典彦君)** 議員の皆様の白熱した議論を聞きまして、本当にいろいろな意見があるんだなというのを実感いたしました。

ただ、私は聞いていて、それぞれの議員がおっしゃったことは、それぞれ今後御自分で努力されて、その議案等を発議で出されるんじゃないかと、そんなふうに思っております。

本当の今後は、監査結果が出た後、再びあるわけで、その日をどんなふうになるのか、監査結果のどのような意見が出るのか。またずっと見てまいりたいと思っております。

ただ、1つだけ、議員の皆さんのお話は非常に論理的でないところがありますので、非常に難しく、頭の中で理解するのに非常に苦労しました。1つだけ私は、藤田議員の御発言でひっかかったところがありますので、ぜひともこの場をおかりしてお話し申し上げたいと思います。

藤田議員の御発言の中で、当局がその事実を知り得た時点でなぜ告発しなかったのかという御質問がございました。そして本来は、そのことを含めて調査しますかというのを、発言者である吉永議員にお尋ねしますと。いわばその時点で自分が賛成するか、反対するかをおっしゃればよろしかったわけですけれども、非常に御発言が中途半端で終わっているというようなところで、私は非常に残念でございました。確かに私はある意味において、さまざまな町民のことについては存じております。それらについて、なぜその知った時点で告発しなかったのかというふうなことを含めて、ぜひ藤田議員にお願いがございます。6月の議会がございますので、ぜひともそのことについて当局に問いただしていただければ、皆様の疑念についてわかるように御説明いたします。発言を途中で引っ込めるということのないよう、よろしくお願いいたします。

1カ月か2カ月以内という監査結果がございますので、ゴングがいつ鳴るのか、当局といたしまして、じっくりとその結果を待ちたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長(増田宏胤君) ありがとうございました。

# ◎議長あいさつ

○議長(増田宏胤君) 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本日は諸議案の審議をしていただきましたが、議員各位の御協力により、慎重審議の結果、 閉会の運びとなりましたことを厚くお礼を申し上げます。

\_\_\_\_\_\_

# ◎閉会の宣告

○議長(増田宏胤君) それでは、以上をもって平成22年第2回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時14分